

固定資産税の特例（先端設備導入）【地方税法 附則第 15 条第 43 項】

中小企業等経営強化法に基づき、先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業のうち、以下の要件を満たした場合、固定資産税の特例措置を受けられます。

設備取得期間：R7.4. 1～R9.3. 31

対象者	資本金 1 億円以下の法人、従業員数 1,000 人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者（大企業の子会社等を除く）
対象設備	雇用者給与等支給額を 1.5%以上、又は 3%以上とする賃上げ表明をしたことを位置づけた先端設備等導入計画に従い取得する設備であり、かつ認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資利益率 5 %以上の投資計画に記載された①から④の設備 【減価償却資産の種類ごとの要件（最低取得価格）】 ① 機械装置（160 万円以上） ② 測定工具及び検査工具（30 万円以上） ③ 器具備品（30 万円以上） ④ 建物附属設備(※1)（60 万円以上）
その他要件	・生産、販売活動等の用に直接供されるものであること ・中古資産でないこと
特例措置	・雇用者給与等支給額を 1.5%以上とする賃上げ方針を従業員に表明したことを計画に位置付けることで、課税標準を 3 年間、1 / 2 に軽減 ・さらに、雇用者給与等支給額を 3.0%以上とする賃上げ方針を従業員に表明したことを計画に位置付けることで、課税標準を 5 年間、1 / 4 に軽減 ・賃上げ表明がない場合には軽減措置を受けることができません

※1 家屋と一体となって効用を果たすものを除く

先端設備等導入計画の内容

○労働生産性

計画期間において、基準年度（直近の事業年度末）比で労働生産性が年平均 3 %以上向上すること

【算定式】（営業利益＋人件費＋減価償却費）÷

労働投入量（労働者数又は労働者数×1 人当たり年間就業時間）

○投資利益率

年平均の投資利益率が 5 %以上となることが見込めること

【算定式】年平均の投資利益率＝（営業利益＋減価償却費）の増加額(※2)÷設備投資額

※2 設備の取得等をする翌年度以降 3 年度の平均額